

平成22年度 新潟県立紫雲寺記念公園 実施計画書

1 利用料金に関する事項

(1) 利用料金額

利用料金について、次のとおりとする。

		区分	単位	金額	備考	
紫雲寺記念公園	オートキャンプサイト	自動車	1サイトにつき1夜	7月1日から8月31日	5,300円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては100円を、その他の者にあつては200円を乗じて得た額を加算した額	臨時で供用日を変更する4月17日から4月19日までは4月・5月、10月1日から10月11日までは6月・9月と同じ料金形態とする。
				6月1日から6月30日まで及び9月1日から10月11日まで(土曜日、日曜日及び休日に限る)	4,800円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては100円を、その他の者にあつては200円を乗じて得た額を加算した額	
				4月17日から5月31日まで(土曜日、日曜日、休日及びその前日に限る)6月1日から6月30日まで及び9月1日から10月11日まで(土曜日、日曜日及び休日を除く)	4,200円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては100円を、その他の者にあつては200円を乗じて得た額を加算した額	
			1サイトにつき日帰り	7月1日から8月31日	3,100円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額	
				6月1日から6月30日まで及び9月1日から10月11日まで(土曜日、日曜日及び休日に限る)	2,800円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額	
				4月17日から5月31日まで(土曜日、日曜日、休日及びその前日に限る)6月1日から6月30日まで及び9月1日から10月11日まで(土曜日、日曜日及び休日を除く)	2,500円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額	
紫雲寺記念公園	オートキャンプサイト	二輪車	1サイトにつき1夜	7月1日から8月31日	1,500円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては100円を、その他の者にあつては200円を乗じて得た額を加算した額	臨時で供用日を変更する4月17日から4月19日までは4月・5月、10月1日から10月11日までは6月・9月と同じ料金形態とする。
				6月1日から6月30日まで及び9月1日から10月11日まで(土曜日、日曜日及び休日に限る)	1,350円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては100円を、その他の者にあつては200円を乗じて得た額を加算した額	

区分		単位	金額	備考	
		4月17日から5月31日まで（土曜日、日曜日、休日及びその前日に限る）、6月1日から6月30日まで及び9月1日から10月11日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）		1,200円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては100円を、その他の者にあつては200円を乗じて得た額を加算した額	
テニスコート	青少年	1面につき1時間	250円		
	その他		500円		
多目的運動広場	青少年	1時間	400円		
	その他		800円		
屋内運動施設 (専用利用)	体育館	児童等	午前又は午後 2時間	1,230円	
			超過1時間	600円	
			夜間 1時間	1,230円	
		高校生等	午前又は午後 2時間	1,630円	
			超過1時間	820円	
			夜間 1時間	1,630円	
	その他	午前又は午後 2時間	2,040円		
		超過1時間	1,010円		
		夜間 1時間	2,040円		
	会議室		午前又は午後 2時間	260円	
			超過1時間	130円	
			夜間 1時間	190円	
プール	児童等	1時間	2,400円		
	その他		4,800円		
屋内運動施設	体育館	児童等	午前又は午後 1人につき 2時間	80円	
			1人につき 超過1時間	40円	
			夜間 1人につき 1時間	80円	
			高校生等	午前又は午後 1人につき 1時間	100円
				超過1時間	50円
				夜間 1人につき 1時間	100円
		その他(学齢に達しない者を除く。以下この表において同じ。)	午前又は午後 1人につき 2時間	130円	
			1人につき 超過1時間	60円	
			夜間 1人につき 1時間	130円	
		回数券による使用	児童等	午前又は午後 通常使用5回分に相当する使用分につき	360円
			高校生等		450円
			その他		590円
	プール	児童等	1人につき1回		300円
					600円
		定期券による使用	児童等	1人につき1月	1,500円
				1人につき3月	3,600円
				1人につき6月	6,000円
			その他	1人につき1年	9,600円
				1人につき1月	3,000円
				1人につき3月	7,200円
回数券による使用		児童等	通常使用5回分に相当する使用分につき		1,350円
					2,700円

2 供用日・供用時間に関する事項

(1) 通年

供用日・供用時間について、次のとおりとする。

公園施設	供用日	供用時間	理由
オートキャンプサイト	6月1日から9月30日まで	1夜に係る使用にあつては午後2時から翌日の午前11時まで、日帰りに係る使用にあつては午前9時から午後4時まで	
	4月20日から5月31日まで	1夜に係る使用にあつては午後2時から翌日の午前11時まで（土・日・祝日及びその前日）、日帰りに係る使用にあつては午前9時から午後4時まで	
テニスコート	1月1日から12月31日まで（1月1日から7月19日まで及び9月1日から12月31日までは第3木曜日（第3木曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日以外の日）を除く。）	午前9時から午後5時まで	
多目的運動広場 （専用使用の場合に限る。）			
屋内運動施設体育館	1月1日から12月31日まで（1月1日から7月19日まで及び9月1日から12月31日までは第3木曜日（第3木曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日以外の日）を除く。）	午前9時から午後9時まで	
屋内運動施設プール	1月1日から7月19日まで及び9月1日から12月31日まで（第3木曜日（第3木曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日以外の日）を除く。）	（午後1時（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前10時から午後9時まで） 平日：午前10時から午後9時まで（ただし、午前10時から午後1時までは専用利用日に限る。） 土日休日：午前10時から午後9時まで	
	7月20日から8月31日まで	午前10時から午後9時まで	
屋内運動施設会議室	1月1日から12月31日まで（1月1日から7月19日まで及び9月1日から12月31日までは第3木曜日（第3木曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日以外の日）を除く。）	午前9時から午後9時まで	

(2)臨時

供用日・供用時間について、次のとおり臨時に変更する。

臨時に変更する公園施設	臨時に変更する期日及び時間	理由
オートキャンプサイト	平成22年4月17日から平成22年4月19日の1夜に係る使用にあつては午後2時から翌日の午前11時まで、日帰りに係る使用にあつては午前9時から午後4時まで 平成22年10月1日から平成22年10月11日の1夜に係る使用にあつては午後2時から翌日の午前11時まで、日帰りに係る使用にあつては午前9時から午後4時まで	通常4月20日からの供用を考えているが、今年度はその前の17日、18日が土日であることから、供用可能とし、利用者の利便性を向上させ、利用の拡大を図るため 比較的天候が安定している10月の3連休まで供用可能とし、利用者の利便性を向上させ、利用の拡大を図るため

3 維持管理に関する事項

別紙工程表のとおり

4 事業評価に関する事項

事業評価について、次のとおり行う。

■評価の手法

公園の利用状況や費用対効果等について、2月に内部及び外部の行います。この結果は、次年度以降の事業計画や予算に反映させます。

1 評価項目

評価については、下記評価項目に基づき、①どのような取り組みを行ったか、②その結果どのような成果が上がったかという成果指標による評価を行います。なお、評価項目については、できるだけ数値目標を定めて、評価を実施します。

自然との共存	・自然環境保全に留意しているか	・循環型社会への対応はなされているか
地域の活性化	・地域住民等との連携が図られているか	・地域産業・地域雇用促進がなされているか
利用者満足度	・平等利用の確保がなされているか ・安全・安心の確保がなされているか ・利用者サービスの向上がなされているか	・管理レベルの向上がなされているか ・公園の特性(資源)が活かされたものとなっているか
経営管理	・コストの縮減がなされているか	・収益性の向上がなされているか

2 評価の方法

内部での評価及び利用に関するアンケート調査など利用者の評価結果を分析し、問題点を提示した上で、紫雲寺記念公園評価委員会による評価をし、最終的に当センター運営会議で評価結果の検証を行います。特に、外部評価制度を取り入れることで、評価の客観性や透明性を確保しています。

(1) 内部評価

当センターでは、公園の実施計画及び資金計画の詳細を定めた「紫雲寺記念公園事業計画」を策定し、事業を実施しています。この計画に基づき、できるだけ数値化した目標を設定し、目標値と実績値の比較、また数値化した目標を設定できないものについては進捗状況により、5段階評価を行います。

また、利用者に対するアンケート調査結果や寄せられた要望・苦情等も紫雲寺記念公園に対する評価として取り入れます。

経理面においては、公認会計士による監査を実施し、適正な会計処理が行われているか評価を行っています。

(2) 紫雲寺記念公園評価委員会による外部評価

客観的な事業評価を行うため、利用者や地元の団体等からなる紫雲寺記念公園評価委員会を設置しています。公園管理運営について評価項目及び前述の評価結果に基づき、利用者もしくは利用団体の立場で評価を行っていただきます。

3 評価の検証

当センター運営会議により、事業実績、執行状況、公園の利用状況等及び公園の評価結果について、評価項目ごとに検証を行い、総合的な評価結果をまとめます。

4 評価結果の公表

評価結果をホームページ等で公開し、県民とコミュニケーションを図ることで、公園管理運営に対する理解者や支援者の増加、協働・連携につながると考えます。

■管理運営への反映

指定管理者として、効果的・効率的な施設管理、より質の高いサービスの提供、地域住民との連携や経営改善等を行っていくために、自己の活動の評価を行い、常に改善し続けることが求められています。当センターでは PDCA サイクルを活用することにより、持続的な発展を図り、より良い公園管理運営につなげていきます。

自己評価結果を受け、方針や計画の見直しを行い、次年度以降の事業計画や予算に反映させます。この評価に基づく見直しにより、利用満足度の向上や資源の有効利用のための手法、経営的な面からコスト削減方策と収益増のための方策などの具体策を検討、実施していきます。また、より効率的、効果的な管理運営、維持管理に努めます。



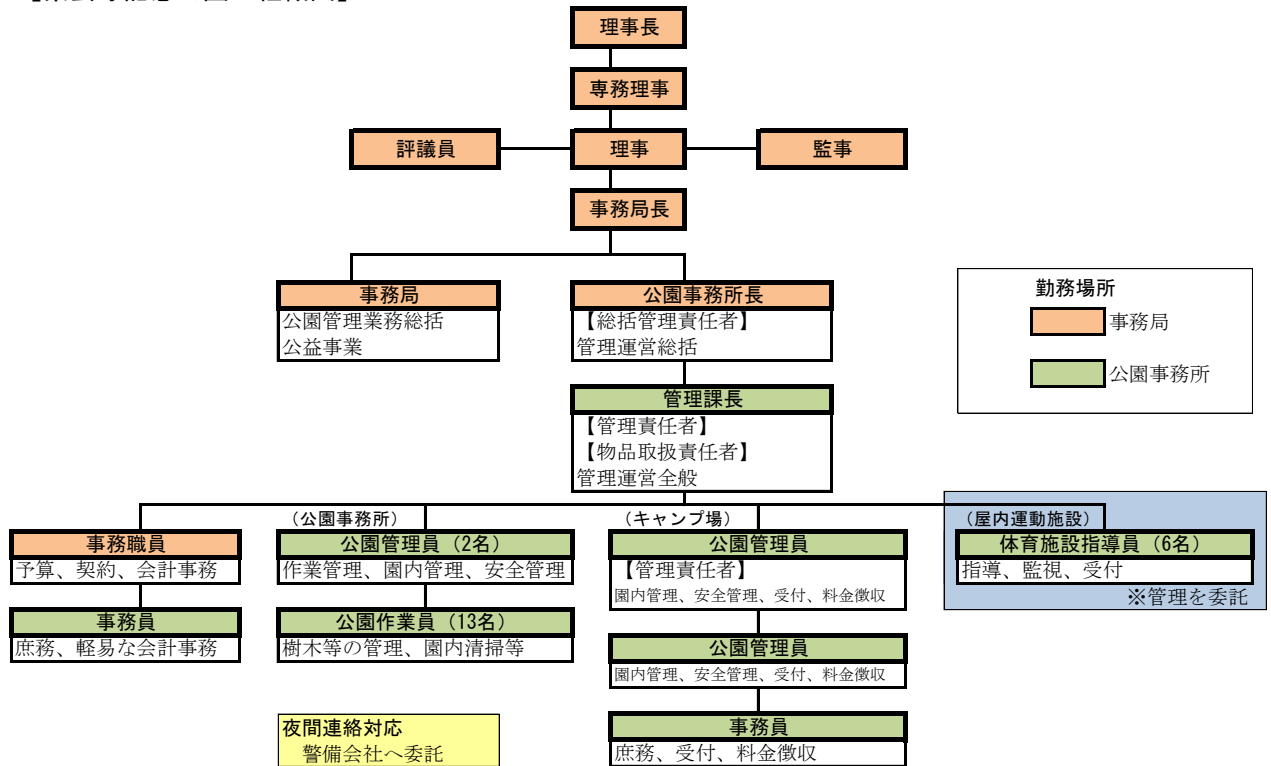
管理運営における目標や計画を立て(P:計画)、業務を実行し(D:実行)、客観的で透明性の高い評価を行い(C:評価)、業務を見直し(A:見直し)サイクルを実行することで、継続的な改善を図ります。

5 管理体制に関する事項

【組織図】

■ 紫雲寺記念公園事務所を配置し、所長を中心とした組織体制を構築しています。

【紫雲寺記念公園の組織図】



6 その他の事項

(1) 地域・住民、団体との連携事項

①地域住民との連携

- ・地域住民や利用者とともに公園を育む「公園サポーター事業」として、チューリップ球根や花苗を植える活動を実施しており、今後はこの事業の周知に努め、更に充実させていきます。
- ・公園周辺の果樹や野菜の栽培農家の協力をいただき、公園施設内において地元農産物の直売を行います。

②地域団体との連携

- ・平成21年度に開園したチューリップ広場は、これまで花壇管理で協働してきたNPO法人や近隣の生産者と連携を深め、効率的な管理を行います。
- ・チューリップ広場の大規模花壇の開園により、多くの集客が望めることから、新潟県観光協会や新発田市等と連携した広報活動を行います。

③公園内施設との連携

- ・温泉施設と連携し施設管理を一元化するメリットを活かして、温泉施設と体育施設を利用した健康づくりをテーマとした教室を開催します。
- ・新潟県愛鳥センターと連携した探鳥会を開催します。
- ・浜茶屋組合や藤塚浜マリクラブ、新発田市が設置する藤塚浜海水浴場安全サービスセンターとの連絡体制を整えて、海難事故に備えます。

④学校等との連携

- ・遠足やマラソン大会、炭焼体験会などの利用状況をホームページ等で紹介し、公園の利用方法の情報を容易に入手できるようにします。また、利用申し込みがあった際には積極的に応じます。

(2) 行政機関等との連携事項

①管理運営上、必要な情報に関する情報交換

- ・新規供用区間や整備が進められている海岸護岸、また供用開始される放送施設の管理運営を新潟県や新発田市等の行政機関と連携を密にしながら管理を行います。
- ・保安林に指定された区域があることのほか、新潟県愛鳥センターが設置されており、管理に関わる情報交換が不可欠なため、関係機関との連絡体制を整えます。

②緊急時等の体制

- ・来園者の安心、安全の確保のため、緊急時連絡体制を新潟県及び新発田市と相互に確認しているとともに、警察や消防等の地域機関などと事故、災害時等の緊急事態に備えて緊急時連絡体制を整えます。

参考 自主事業に関する事項

【物販事業】

1. 自動販売機運営

紫雲寺記念公園の各所（公園内7台）に設置して運営します。

- ① 管理事務所前（2台）
- ② バーベキュー広場（2台）
- ③ 多目的運動広場（1台）
- ④ オートキャンプ場管理棟前（開設期間内の設置）（2台）

2. 休憩施設「まつば」売店運営

休憩施設「まつば」内で、4月から11月まで喫茶店営業を行います。公園来園者への憩いの場の提供と地域交流の場としても活用します。

【その他事業】

1. バーベキュー施設及び炊事棟施設管理運営

バーベキュー施設及び炊事棟施設を4月から11月まで運営します。公園内での火気使用については、利用者が安心して安全に利用できるよう管理運営します。

2. レンタサイクル

オートキャンプ場利用者に対して、管理棟から離れたサイトや公園内施設の利用の際、車での移動を極力抑えるため、自転車を貸し出します。

3. 地域住民と連携する事業

「公園サポーター事業」を更に充実させ、公園に愛着を持っていただく事業として、チューリップ球根や花苗を植える活動ほかを地域住民とともに展開します。

4. 地域団体と連携する事業

地域で活動する団体で構成された実行委員会が開催する食に関するイベントを協働して行います。

5. 公園内施設と連携する事業

温泉施設と体育施設を利用した健康づくりをテーマとした教室や探鳥会を温泉施設や新潟県愛鳥センターと連携して行います。

6. 公園利用促進事業

遊具利用説明会やスタンプラリー、花炭づくり、まつぼっくりのクリスマスツリーづくりを開催することで、公園の利用促進を図ります。

7. 写真コンテストの開催

四季折々の情景をカメラに収めながら公園に親しんでもらうことを趣旨とし行います。

平成22年度 新潟県立紫雲寺記念公園 資金計画書

(単位:千円)

項目	予算	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
有料公園施設使用料	21,080	3,200	14,000	2,100	1,780
行為許可使用料	0	0	0	0	0
利用料金収入計	21,080	3,200	14,000	2,100	1,780

(単位:千円)

項目	予算	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
維持管理費	142,721	41,676	39,485	34,860	26,700
人件費	23,743	7,506	5,847	6,501	3,889
給与	11,879	3,742	2,138	3,861	2,138
報酬・賃金	8,918	2,497	2,943	1,962	1,516
福利厚生費	2,946	1,267	766	678	235
事業費	118,978	34,170	33,638	28,359	22,811
光熱水費	7,270	1,808	2,296	1,808	1,358
電気料	4,892	1,223	1,468	1,223	978
ガス料	200	50	80	50	20
上下水道料	2,138	535	748	535	320
灯油	40	0	0		40
植物管理	34,451	12,475	9,875	7,144	4,957
作業員賃金	13,774	5,165	5,165	3,444	0
原材料費	4,900	1,350	250	1,500	1,800
消耗品費	1,200	460	460	200	80
備品費	1,000	0	1,000	0	0
委託料	13,577	5,500	3,000	2,000	3,077
施設管理	52,231	12,717	13,582	13,067	12,865
作業員賃金	1,176	441	441	294	0
消耗品費	300	100	100	80	20
委託料	50,755	12,176	13,041	12,693	12,845
清掃	6,132	2,333	2,683	1,088	28
作業員賃金	3,714	1,393	1,393	928	0
消耗品費	118	40	40	20	18
委託料	2,300	900	1,250	140	10
巡視・点検	2,820	375	935	1,135	375
委託料	2,820	375	935	1,135	375
利用管理	1,710	670	690	240	110
原材料費	100	20	40	40	0
委託料	1,610	650	650	200	110
事務費	8,306	2,492	2,077	2,077	1,660
修繕費	6,058	1,300	1,500	1,800	1,458
一般管理費等経費	5,176	1,553	1,294	1,294	1,035
管理運営経費計	147,897	43,229	40,779	36,154	27,735

(単位:千円)

項目	予算	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
指定管理委託料	126,817	40,029	26,779	34,054	25,955

※ 項目欄は、必要に応じ適宜追加・削除すること。

※ 指定管理委託料の予算欄には、原則として指定管理者指定申請時の当該年度の提案額とすること。